

●受付期間および受付会場

土・日曜日を除く

2月17日(月)～3月16日(月)

午前8時45分～午後3時(午前8時開場)

※休日は2月24日(月・祝)および3月1日(日)に限り受け付けを実施します。

市保健センター研修室(2階)

奥野地区 出張受け付け
【申告受付日】
◆1月30日(木)奥原町、井ノ岡町、小坂町、福田町にお住まいの方
◆1月31日(金)久野町、正直町、島田町、桂町にお住まいの方
【場所】奥野生涯学習センター
【時間】午前9時30分～正午
午後1時30分～4時

会場は大変混雑します
申告はお早めに!

●申告が必要な方

- 1 事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
- 2 給与所得者で…
・「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方
・年の途中で退職し、その後就職しなかった方
・年末調整を受けなかった方
- 3 給与所得者で…
・給与の他に所得のあった方
・または2カ所以上から給与を受けた方
- 4 年金受給者で…
・源泉徴収税額のある方
・2カ所以上から年金を受給している方
・各種の所得控除を受ける方
- 5 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
- 6 どなたの扶養にも入っていない方
※国民健康保険税や介護保険料の算定、各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。

⚠ 以下に該当する方は、市の会場では受付できません。電ヶ崎税務署で申告をお願いします。

- ◎雑損控除を受ける方
 - ◎今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ◎過年分の申告をする方
 - ◎給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
 - ◎事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
 - ◎土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告
- ※上記内容でも相談を要しない提出のみの方は、申告受付日に限り、申告書をお預かりします。

問 電ヶ崎税務署 ☎ 0297-66-1303

※令和元年(平成31年)分の確定申告書を税務署に提出した方、または提出予定の方は、市県民税の申告をする必要はありません。

注意事項

- ◆申告会場は大変混み合います。事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
- ◆申告期間は、会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなること予想されますのでご了承ください。



●申告に必要なもの

[注意]必要書類を持参されないと申告受付できません!

- 1 マイナンバーカード(個人番号カード)
- 2 印鑑(認印)
- 3 所得税が還付になる場合は振込口座(申告者名義)
- 4 必要書類(下表参照)

※マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の両方の書類が必要です。

- ◎個人番号通知カード
- ◎身元確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)

対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	令和元年(平成31年)分の源泉徴収票原本(給与・年金)、または事業主の支払い証明書など
事業所得者・不動産所得者	収支内訳書 ※必ず作成して持参してください。
医療費控除のある方	医療費控除の明細書または医療費通知、保険などで補てんされた金額の明細書・証明書 ※平成29年分の確定申告から医療費控除は領収書の提出が不要となっています(税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります)。 ※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。 ※令和元年(平成31年)分の申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。
社会保険料控除のある方	国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
生命保険料・地震保険料控除のある方	契約している保険会社から発行された控除証明書 ※地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます。
寄付金税額控除のある方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの領収書など
障害者控除を受ける方	障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などが発行する障害者に準ずるなどの認定書

※税務署からお知らせはがきが郵送された方は、ご持参ください。

確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。また、1月20日(月)以降に市税務課でもお渡しできる予定です。

●所得税還付申告説明会を実施します

日時	受付開始時間	説明開始時間	説明区分	場所
2月3日(月)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除のみの申告(年末調整が済んでいる方に限る)	市役所本庁舎 第3会議室(4階)
	午後1時30分	午後2時		
2月4日(火)	2月3日(月)と同じ		公的年金のみの受給者で他に所得がない方の申告	
2月7日(金)	2月3日(月)と同じ			

当日必要なもの 上記 1～4、筆記用具(ボールペン)、計算機

- ◆説明開始時間までに受け付けを済ませてください。当日は説明を聞きながら、その場で申告書を作成していただきますので、説明開始時間に遅れると確定申告書などの作成ができない場合があります。
- ◆説明会は説明区分に従って行いますので、当日の説明区分に該当しない方は、受け付けできません。
- ◆説明区分がどちらであっても、雑損控除の申告をされる方および住宅借入金等特別控除を初めて申告される方は、市では受け付けできませんので、税務署での申告をお願いします。